

留萌市内事業者持続化緊急支援事業助成金交付要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、休業要請期間延長への協力により売上の減少が見込まれる事業者に対する支援のほか、休業要請対象外事業者においても、行動自粛に伴う観光需要の減少や衛生基準等を高めることで利用者の安全確保を講じながら営業を継続する事業者を対象に、今後の事業継続に向けた取組等を支援する緊急的な対策として助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象は、申請時点において、次に該当する市内で現に営業する店舗及び施設(以下「営業施設」という。)とする。

- (1) 道の休業要請の対象業種に該当し、道からの5月15日までの休業延長要請に応じた事業者。ただし、留萌市飲食店緊急対策応援金の支給を受けた事業者を除く。
- (2) 他地域からの往来自粛や酒類を提供する店舗の休業要請等により売上が減少している宿泊業、酒類販売事業者。ただし、宿泊業については、旅館業法に定める「旅館・ホテル営業」の許可を得ている場合に限り、酒類販売事業者については、主に飲食店に納入している事業者とする。
- (3) 感染症等の衛生基準を高める取り組みを実施する理容業・美容業者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金を申請することができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めない者。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する営業施設 100,000円。
- (2) 第2条第1項第2号に該当する営業施設 150,000円。
- (3) 第2条第1項第3号に該当する営業施設 100,000円。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める期日までに留萌市内事業者持続化緊急支援助成金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 営業活動を行っていることがわかる書類(営業許可証明書、個人事業の開業届、商業登記簿謄本等)の写し。
- (2) 前年度決算書等営業実績が確認できる書類(確定申告書等)の写し。

- (3) 振込先口座の情報が確認できる預金通帳等の写し。
 - (4) 本人確認書類（運転免許証、保険証、パスポート等）の写し。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、申請書に添える書類を追加又は省略することができる。

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、別記様式第2号により速やかに当該申請者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金を返還させることができる。

(業務の委託)

第7条 市長は、助成金の交付事務の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。